

検索上位ベストテンサービス申込書

日付 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

郵便番号 : 〒 _____

住所 : _____

会社名 : _____

役職・氏名 : _____ 印

TEL : _____

FAX : _____

Email : _____

私は、(有) ケンソーに対して、

以下のキーワードにて「検索上位ベストテンサービス（検索上位ベストテンサービス約款に内容を記載）」を申し込みます。「成功」を確認次第、約款第四条に定める費用をお支払いすることをお約束します。

URL : http://www. _____

キーワード : _____

管理 No. _____ (ケンソー記入)

検索上位ベストテンサービス受託

岡山県津山市小田中4-1番地

有限会社 ケンソー

代表取締役 安東克修

TEL 0868-22-2128 FAX 0868-22-2134

Email : infokenso@kenso.com

URL : http://www.kenso.com

検索上位ベストテンサービス約款

上記に署名した者（以下「甲」という）が有限会社 ケンソー（以下「乙」という）に検索上位ベストテンサービスを依頼するにあたり、下記の契約を取り交わしたものとする。

(サービス内容)

第一条 甲の指定するキーワードを使い検索エンジンで検索した場合に、甲のホームページが上位10位以内に入るように、次の各号に定める業務（以下「本サービス」という）を依頼し、乙はこれを受諾する。

1. 甲のホームページに対する必要なコンピュータ上の処理方法の検討
2. 上記で検討した結果に基づいた甲のホームページへの処置。

様式 061109

(契約の条件)

第二条 甲のホームページに対して乙がアップロードを行う場合に、甲の所有するIDとパスワードを乙に開示すること。

第三条 甲の申し出があれば、乙に開示されたIDとパスワードを第十一条に定める有効期間終了後に乙が第三者に開示しないように、双方にて守秘義務契約を結ぶものとする。

(サービスに伴う費用)

第四条 本サービスに伴う費用は成功報酬契約とし、第五条に定める検索エンジン条件にて第六条に定める期限内に、甲のホームページの上位10位以内及び20位以内が甲乙双方にて確認されない場合には、費用は一切発生しないものとする。第五条に定める検索エンジン条件にて第六条に定める期限内に、甲のホームページの上位10位以内及び20位以内が甲乙双方にて確認された場合には、これを「成功」とし、甲は以下の料金を乙に支払う。

1. 甲のホームページが1位～10位になった場合。
25万円（税別）
2. 甲のホームページが11位～20位になった場合。
15万円（税別）

(検索エンジン条件)

第五条 検索エンジンのYahoo!、Google、MSNの順位の内、その中で最も高い方の順位を「成功」の順位とする。従って、いずれかの2つの検索エンジンで上位10位以内及び20位以内に入らなくとも、残り1つの検索エンジンにて第四条の1.～2.のいずれかであれば「成功」とする。

(契約期限)

第六条 本契約の締結日から90日後の午前零時まで「成功」が確認されない場合には本契約は自動的に終了する。ただし、再契約を妨げない。

(費用の支払方法)

第七条 甲は乙の指定する口座に入金する。

(守秘義務)

第八条 甲乙双方は本サービスの遂行により知り得た双方の業務上の情報を第三者に漏洩してはならない。本規定は本契約の有効期間終了後もなお効力を有する。

(契約の解除)

第九条 乙が本サービスの履行を怠った場合、又は乙が本サービスの遂行に不相当であると甲が判断した場合、甲は本契約を解除することが出来る。甲が第二条及び第三条に定める契約条件を順守できないと乙が認めた場合は、乙は本契約を解除することが出来る。ただし、乙が甲のホームページに対する処置を行った後では契約は解除できない。

(メンテナンス)

第十条 甲乙双方にて「成功」確認後の3ヶ月間は、乙は無料メンテナンスを行なう。4ヶ月目からは有料とする。

料金は、「成功」確認時の順位の金額の10%
1～10位 25,000円（税別）／月額
11～20位 15,000円（税別）／月額

(有効期間)

第十一条 本契約の有効期間は第六条及び第十条に定めた期限までの期間とする。なお、第九条により、契約が解除された場合にはその時点までの期間とする。

(別途協議)

第十二条 本契約の履行に際し、疑義を生じた場合は、その都度甲乙双方誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上